令和6年度

伊賀市監査委員



伊監委員第70号令和7年8月15日

伊賀市長 稲 森 稔 尚 様

伊賀市監査委員 岡 森

IE.

伊賀市監査委員 福 岡

īE

令和6年度伊賀市財政健全化・公営企業会計経営健全化審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度伊賀市健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 伊賀市財政健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

Ⅱ.審查実施日 令和7年8月8日

Ⅲ.審查実施場所 監查委員事務局

IV. 審査の方法

この財政健全化審査は、伊賀市監査基準(令和2年4月1日監査委員訓令第1号)に準拠し、 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作 成されているかどうかを主眼として、同書類と歳入歳出決算書及び公営企業決算書等を照合し、 また関係職員の説明を聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適 正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和6年度健全化判断比率及び早期健全化基準は、下表のとおりである。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	備考(計算値)
	%	%	%
① 実質赤字比率	_	11.89	△ 2.24
②連結実質赤字比率	_	16. 89	△ 22.71
③ 実質公債費比率	8.7	25. 0	_
④ 将来負担比率	48. 1	350.0	_

(1) 個 別 意 見

①実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は計算値 \triangle 2.24%であり、前年度 \triangle 2.95%に比べ 0.71 ポイント低下しているが、早期健全化基準の11.89%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は計算値 \triangle 22.71%であり、前年度 \triangle 27.10%に比べ 4.39 ポイント低下しているが、早期健全化基準の 16.89%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は8.7%であり、前年度8.6%に比べ0.1ポイント低下しているが、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について

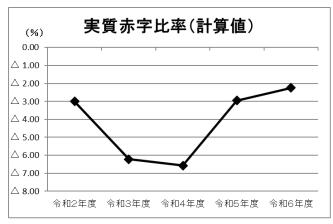
令和6年度の将来負担比率は48.1%であり、前年度56.3%に比べ8.2 ポイント向上しており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

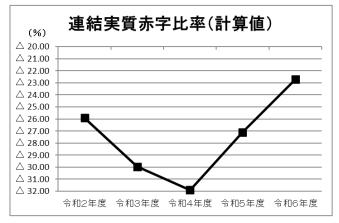
(2) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。

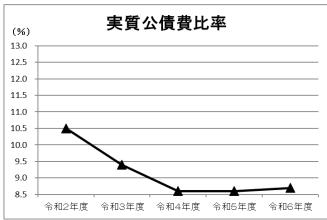
[4指標の推移]

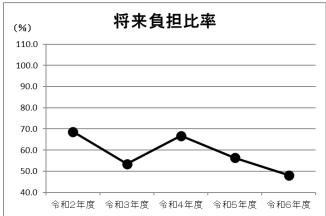
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	%	%	%	%	%
実質赤字比率	△ 3.00	△ 6.22	△ 6.57	△ 2.95	△ 2.24
連結実質赤字比率	△ 25.92	△ 29.96	△ 31.89	△ 27.10	△ 22.71
実質公債費比率	10. 5	9. 4	8.6	8.6	8. 7
将来負担比率	68. 7	53. 5	66. 7	56. 3	48. 1

注) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は計算値である。









令和6年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和6年度決算に基づく資金不足比率

Ⅱ.審查実施日 令和7年8月8日

Ⅲ. 審查実施場所 監查委員事務局

IV. 審査の方法

この経営健全化審査は、伊賀市監査基準(令和2年4月1日監査委員訓令第1号)に準拠し、 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成 されているかどうかを主眼として、同書類と公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を 聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正 に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和6年度資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

	会 計 名			資金不足比率	経営健全化基準	備考(計算値)	
					%	%	%
1	病	院	事	業		20.0	△ 31.8
2	水	道	事	業		20.0	△ 117.9
3	下	水	道 事	業	_	20.0	△ 244.1

(1) 個 別 意 見

- ①令和6年度の病院事業特別会計の資金不足比率は計算値△31.8%であり、前年度△42.9%に比べると11.1ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ②令和6年度の水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△117.9%であり、前年度△128.3%に比べると10.4ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ③令和6年度の下水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△244.1%であり、前年度△258.2%に比べ14.1 ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- (2) 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。

[資金不足比率 (計算値) の推移]

							1	1
	区	分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				%	%	%	%	%
病	院	事	業	△ 31.5	△ 40.6	△ 45.6	△ 42.9	△ 31.8
水	道	事	業	△ 127.4	△ 127.7	△ 130.7	△ 128.3	△ 117.9
下	水	道事	業	△ 274.7	△ 271.4	△ 271.8	△ 258.2	△ 244.1

